

入札説明書 (郵便入札方式)

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

なお、本件は入札書を郵送する郵便入札方式により行うものとする。

1 発注者（契約権者） 福島県相双地方振興局長 高橋 和司

2 入札に付する事項

入札公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「確認申請書」という。）に次のアに掲げる書類を添付し、下記 5 の（1）に示す場所に提出すること。

当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）により、県から令和 7 年 9 月 19 日（金）までに通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

ア 納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料（様式任意（参考様式 1））

（※）想定品以外の物品で応札する場合のみ

福島県相双建設事務所長の確認を受けた提案協議書（第 5 号様式）を添付すること。

なお、提案協議書は、令和 7 年 9 月 5 日（金）午後 5 時までに、福島県相双建設事務所長へ提出し、内容の確認を受けたものであること。

5 入札書の提出期限等

（1）確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 7 年 9 月 12 日（金）午後 5 時 00 分 福島県相双地方振興局出納室

なお、申請書類は郵送を可とする。

（2）入札書及びその添付書類の提出期限

令和 7 年 9 月 26 日（金）午後 5 時 00 分 福島県相双地方振興局出納室

書留郵便必着

（3）開札の日時及び場所

令和 7 年 9 月 29 日（月）午前 10 時 00 分 福島県相双地方振興局出納室

6 入札書の提出方法

（1）入札書は、指定の入札書（第 6 号様式）に必要とする事項を記載し、上記 5 の（2）に指定する日時までに郵送（書留郵便に限る。）すること。

（2）入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 入札内訳書

イ 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（県からの通知）の写し

（3）入札書を郵送（書留郵便に限る。）する際は、二重封筒とし、**入札書（添付書類を**

含む)を中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように送付すること。

ア 氏名(法人にあっては、商号又は名称)

イ [9月29日 開札「件名：折畳式長机 外」の入札書在中]

なお、電報、電送、その他の方法による入札は認めない。

(4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて見積もること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。なお、押印を省略する場合にのみ余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、出納室執務室内で行い、開札結果は当日12時00分までに出納室廊下に掲示する。また、落札者には電話等確実な方法で通知する。

(3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付することができるものとし、再度入札の方法については別途通知する。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 初回入札が無効(ただし、下記12の(3)～(5)に該当する場合を除く)となった者は、再度入札に参加できないものとする。

9 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県相双地方振興局長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 入札書の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

10 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)により入札説明書に関する部分については福島県相双地方振興局出納室に、仕様に関する部分については福島県相双建設事務所総務課(電話 0244-26-1208 ファクシミリ 0244-26-1334)に令和7年9月4日(木)午後5時までに説明を求めることができる。

県は、第2号様式により、福島県相双地方振興局出納室ホームページ「物品に関する一般競争入札公告」に掲載する方法により令和7年9月8日(月)までに回答する。

(2) 入札書は郵送により、指定の日時まで確実に到着しなければならない。

(3) 開札開始時刻後は、開札結果を出納室前廊下に掲示するまでの間、開札場所に入札者は入場できない。

(4) 入札者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若

しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記 3 の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札又は県において特に指定した事項に違反した入札
- (3) 日付、記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札も含む）
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 入札書と入札内訳書の金額が一致しない入札
- (7) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者を落札者とする。

ただし、施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同額の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、「別記 2」により、入札書に記載したくじ番号で落札者を決定する。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることができる。
- (4) 入札結果については、すみやかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 228 条、第 231 条及び第 233 条に定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、落札決定の日から 10 日以内（落札者が遠隔地にある等特段の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記 (1) に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項は、契約書(案)及び財務規則による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由とした異議を申し立てることはできない。

18 当該契約に関する事務を担当する部署は、上記5の(1)と同じである。

別記1

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7)から(11)まで (略)
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13)から(18)まで (略)

別記2

入札におけるくじ

条件付一般競争入札の開札の結果、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定する。

1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

2 くじの手順

- (1) 有資格者コードの小さい順にくじ番号（0、1、2・・・）を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記1のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

【例】入札参加者3名が同額入札の場合

1 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

A社（有資格者コード 000212003）・・・くじ番号 1
B社（有資格者コード 100033645）・・・くじ番号 2
C社（有資格者コード 000003025）・・・くじ番号 0

2 くじの数の和と求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社（くじの数 123） 合計（123+606+452=1181）
B社（くじの数 606）
C社（くじの数 452） 余り（1181÷3=393・・・余り2）

3 落札者の決定

落札者は、余りの2と一致するくじ番号であるB社となる。